

第 2 3 号議案

芦屋市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市民会館に新たに貸室及び附属設備を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市民会館条例の一部を改正する条例

芦屋市民会館条例(昭和38年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条中「別表第1及び別表第2」を「別表第1」に改める。

別表第1(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

市民会館施設使用料金表

室名		収容人員又は広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
大ホール	平日	人 662	円 36,000	円 45,600	円 54,000
	土日休	(700)	40,800	50,400	57,600
小ホール	平日	150	9,000	10,200	11,400
	土日休		9,600	11,400	13,200
大楽屋		30	2,300	2,800	3,000
中楽屋		20	1,800	2,000	2,200
下手楽屋		15	1,100	1,300	1,400
小楽屋		10	1,000	1,100	1,200
上手楽屋		15	1,100	1,300	1,400
101室		25	1,400	1,800	2,000
102室		20	1,200	1,300	1,500
201室		25	1,400	1,800	2,000
202室		25	1,400	1,800	2,000
203室		40 (60)	3,600	4,200	4,600
204室		20	1,300	1,400	1,700
205室		20	1,300	1,400	1,700

206室	15	1,000	1,100	1,200
207室	10	700	800	1,000
208室	8	800	900	1,000
301室	60 (160)	5,500	6,500	7,200
302室	20	1,300	1,400	1,700
303A室	20	1,300	1,400	1,700
303B室	15	1,300	1,400	1,700
304室	15	1,000	1,100	1,200
401室	100 (200)	7,000	8,200	9,400
403室	25	1,400	1,800	2,000
多目的ホール	196m ²	6,200	7,200	7,200

別表第2を次のように改める

別表第2 削除

別表第3（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第3（第7条の2関係）

附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6,000	
		所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,200	高足・箱足・その他を含む。
		特設花道	1式	3,000	
		松羽目	1式	4,800	竹羽目を含む。
		屏風	1双	3,000	金・銀とも
		ひ毛せん	1式	2,400	赤座ぶとん・赤布を含む。
		掲示板	1台	600	
		指揮台	1台	800	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1台	600	司会台を含む。
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,600	
		ヤマハCFピアノ	1台	7,800	
ベーゼンドルファーMOD225		1台	12,000		

音響装置	音響装置	1式	1,800		
	エレベーターマイクロホン	1本	1,800	中央, 下手	
	マイクロホン	1本	1,800		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,400	電池代を含む。	
	オープンリールテープレコーダー	1台	1,800	消耗品を除く。	
	カセットテープレコーダー	1台	1,800		
	DATレコーダー	1台	2,000		
	MDデッキ	1台	2,000		
	CDデッキ	1台	1,800		
		ステージスピーカー	1式	1,800	
	モニタースピーカー	1台	800		
照明装置	シーリングライト	1式	1,800		
	ポーターライト	1列	1,800		
	サスペンションライト	1列	1,800		
	水平ライト	1列	1,800	アッパー, ロア各1列	
	バルコニーライト	1式	2,400		
	サイドフロントライト	1式	1,800		
	トータルライト	1式	1,800		
	バックギャラリート	1式	3,000		
	センターピンスポットライト	1台	1,800		
	ハロゲンピンスポットライト	1台	1,800		
	エフェクトマシン	1台	1,800	4台	
	スポットライト1KW以下	1台	800	移動器具を含む。	
	スポットライト1.5KW以下	1台	1,000	移動器具を含む。	
	ソースフォー	1台	1,000		
	ミラーボール	1台	1,800		
	ロスコ	1台	4,200	スモッグ液を含む。	
映写装置	35m / m映写機	1式	9,600	クセノンランプ, スクリーンを含む。	
	16m / m映写機	1式	6,000	クセノンランプ, スクリーンを含む。	
	液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,800	スクリーンを含む。	
	スライド映写機	1台	1,800	スクリーンを含む。	
その他	浴室	1室	1,800		
小ホール	舞台	平台	1式	2,400	一式12枚
		演台	1台	600	司会台を含む。

	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,800	
	照明	スポットライト	1式	1,800	
		増設ライト	1台	800	
	映写	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。
		スライド映写機	1台	800	スクリーンを含む。
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	800	スクリーンを含む。
	音響	マイクロホン	1本	1,200	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200	
		テープレコーダー	1台	1,200	
		音響装置	1式	1,800	
本館	茶道具	茶用道具	1式	1,800	釜・水指・建水・炭道具・棚等
		御園棚	1式	3,000	
		毛せん	1式	800	
	映写	液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。
		スライド映写機	1台	800	スクリーンを含む。
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	800	スクリーンを含む。
		ビデオテープレコーダー・DVD プレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。
	音響	マイクロホン	1本	800	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	800	
		テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。
	その他	金屏風	1双	2,400	
		展示パネル	1式	2,400	301室・多目的ホール使用の場合、組立経費は別
		所作台	1式	4,800	
		パーソナルコンピュータ	1台	300	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市民会館条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

参 照

芦屋市民会館条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市民会館に新たに貸室及び附属設備を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 貸室等の整備（別表第1から別表第3まで関係）

ア 新たに次のとおり貸室を設け、使用料を定める。

室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時 30分
101室	25人	1,400円	1,800円	2,000円
102室	20人	1,200円	1,300円	1,500円
208室	8人	800円	900円	1,000円

イ 多目的ホールA及び多目的ホールBを廃止し、新たに多目的ホールとし、使用料等を次のように定める。

広さ	施設使用料金		
	朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
196m ²	6,200円	7,200円	7,200円

ウ 陳列窓を廃止する。

エ 本館にパーソナルコンピュータを設置し、使用料を1台300円と定める。

オ 大ホールの定員を662人（最大で700人）とする。（現行は、700人（最大で900人））

(2) その他附属設備に係る規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成22年6月1日

(2) 改正後の条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。